

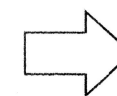
雇用保険料率の弾力条項について（雇用保険二事業）

- 雇用保険二事業に係る雇用保険料率は、原則3.5/1000（事業主負担）
- 財政状況に照らして一定の要件を満たす場合には、雇用保険料率を大臣が変更。（弾力条項）

1.5 <

(保険料収入 - 二事業に要する費用) + 当該年度末雇用安定資金

二事業に係る保険料収入



保険料率
引下げ

(→ -0.5/1000まで)

※ 令和5年度決算額による計算 = 0.35

参考（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第12条第10項及び第11項（※））

- 10 厚生労働大臣は、毎会計年度において、二事業費充当徴収保険料額と雇用保険法の規定による雇用安定事業及び能力開発事業(同法第六十三条に規定するものに限る。)に要する費用に充てられた額(予算の定めるところにより、労働保険特別会計の雇用勘定に置かれる雇用安定資金に繰り入れられた額を含む。)との差額を当該会計年度末における当該雇用安定資金に加減した額が、当該会計年度における一般保険料徴収額に千分の三・五の率(第四項第一号八に掲げる事業については、千分の四・五の率)を雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額の一・五倍に相当する額を超えるに至つた場合には、二事業費充当徴収保険率を一年間千分の三・五の率(同号八に掲げる事業については、千分の四・五の率)から千分の〇・五の率を控除した率に変更するものとする。
- 11 前項の場合において、厚生労働大臣は、雇用安定資金の状況に鑑み、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、二事業費充当徴収保険率を同項の規定により変更された率から千分の〇・五の率を控除した率に変更することができる。

注：令和4年度の雇用保険法等改正法により特別会計に関する法律が改正され、労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定による雇用保険率の変更に係る算定において、雇用保険二事業に繰り入れた金額等を返済されたものとして算定することとする規定を削除し、実勢に即した積立金及び雇用安定資金の残高に応じて計算することとした（令和4年度から適用）。

(※) 雇用保険法等の一部を改正する法律（令和6年法律第26号）による改正後の規定。